## 活かそう!

## 裁量労働制の改正省令・指針

## 労働条件明示義務の強化

「裁量労働制」の見直しについては、2023年3月に改正省令・指針等が交付・告示され、2024年4月1日から施行・適用されます。

今回の改正では、専門業務型における本人同意の義務化や、適正な運用の確保措置等、規制強化につながる記述が省令・指針等に盛り込まれました。

また、同じく2024年4月1日から、すべての労働者を対象に就業場所・業務の変更の範囲(改正労基法施行規則5条)、無期転換ルールの見直しの議論を契機として有期契約労働者を対象に更新上限の有無と内容・無期転換申込機会・転換後の労働条件の明示(改正厚労省告示114号)が、それぞれ追加されます。

今後、労働組合等にも、労使協議の場面等で、これらの改正点を有効活用し、制度の適切な運用につなげる取組みが期待されます。 そこで、裁量労働制・労働条件明示に関する改正省令・指針等の活かし方について学び、考えるための学習会を開催いたします。

日時/2023年9月20日(水)

18時~19時30分(予定)

場所/連合会館401号室

+ Youtube配信(右記QRコード)

講師/嶋﨑量 弁護士

(日本労働弁護団常任幹事)



主催:日本労働弁護団 TEL 03-3251-5363/FAX 03-3251-6790 〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11連合会館4階

